

令和 5 年 6 月 21 日
国中整計建第 572 号

株式会社フジモト
代表取締役 藤原裕士 殿

中国地方整備局長

ストックヤード運営事業者の登録について

令和 5 年 5 月 26 日付申請について別添申請書の内容のとおり登録したので
ストックヤード運営事業者登録規程第 6 条第 2 項に基づき通知する。

ストックヤード運営事業者登録申請書兼変更届出書			
登録の種類	登録済み	※登録番号	第33000001号
		※登録年月日	令和 5 年 6 月 21 日
		※登録有効期間	自 令和 5 年 6 月 21 日 至 令和 10 年 6 月 20 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
この申請書により、ストックヤード運営事業の登録を申請します。 中国地方整備局長 殿 令和 5 年 5 月 26 日			
フリガナ	カブシキガイシャフジモト		
商号、名称又は氏名	株式会社フジモト		
主たる事務所の所在地・連絡先	郵便番号（ 700 - 0904 ）	都道府県	岡山県
	岡山県岡山市北区柳町2-10-25	TEL	086 - 233 - 0800
	E-mail	info@fujimotoeco.co.jp	
法人である場合	フリガナ 代表者の氏名	フジワラ ユウジ 藤原 裕士	
・法人である場合の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）及び支配人の氏名及び役名等 ・個人である場合の本人及び支配人の氏名			
フリガナ 氏名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏名	役名等（常勤・非常勤）
フジワラ ユウジ 藤原 裕士	代表取締役（常勤）		
フジワラ マユミ 藤原 真由美	取締役（常勤）		
フジモト ミユキ 藤本 美由紀	取締役（常勤）		
フジモト シズコ 藤本 志津子	取締役（常勤）		
フジワラ ソウイチロウ 藤原 総一郎	取締役（非常勤）		
未成年者である場合の法定代理人	法定代理人 が個人である 場合	フリガナ 氏名	
		住所	郵便番号（ - ） TEL: - -
	法定代理人 が法人である 場合	フリガナ 商号又は名称	
		住所	郵便番号（ - ） TEL: - -
		フリガナ 役員等の氏名	
		フリガナ 役名等 (常勤・非常勤)	
事業者が定める 事業年度の開始日	9 月 1 日		
関連する許可等の状況			
名称			許可等の有無
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可			有
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項のいずれかの規定による許可			無
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録			無
取り扱う土質や料金表等の情報に関する自社のインターネット掲載状況（任意）			
掲載URL	https://fujimotoeco.co.jp		

備考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 「登録の種類」については、新規申請の場合は「新規」を、登録の更新の場合（更新の際に申請書の記載事項に変更がある場合を含む。）は「更新」を、その他「更新」以外で申請書の記載事項に変更が生じた場合は「変更」を選択すること。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載し、常勤・非常勤の別を記載することは要しない。
- 申請者又は届出者は、国が登録審査に当たり実施する警察当局への意見聴取に際し、本申請書（添付書類を含む。）に記載した個人情報（法人である場合の役員（代表者を含む。）又は支配人若しくは個人である場合の個人、支配人若しくは法定代理人に係るもの）を警察当局に提供されることについて、それぞれ同意を得て申請又は届出を行うこと。
- 更新申請又は変更届に際して前回登録から**変更のあった内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。

ストックヤード（1箇所目）			
登録の種類	登録済み	※登録番号	第33000001-330001号
		※登録年月日	令和 5 年 6 月 21 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ	カブシキガイシャフジモト シモアシモリジギョウシヨ	郵便番号	(701 - 1464)
名称	株式会社フジモト 下足守事業所	所在地	都道府県 岡山県
TEL	086 - 295 - 2287		岡山市北区下足守字狼谷936番1 外38筆
最大堆積可能量		50,000 m ³	
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		否	無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		否	無
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		否	無
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		否	無
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可		否	無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		否	無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		否	無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		否	無
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			有
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）	
<input checked="" type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input checked="" type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input checked="" type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input checked="" type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input checked="" type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土	
		<input checked="" type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土	
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input checked="" type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

備考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除申請をする場合「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から**変更を行う内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。なお、「又はの場合は、その右側の項目名を赤字とすること。
- ストックヤードの申請は、必ず申請書(2-1)から順に記載し、申請後はシート入れ替や削除、内容の入替えをしないこと（「解除」又は「抹消」の場合も同じ）。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
 - ・規程第4条第1項第9号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
 - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。
なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。

ストックヤード（2箇所目）			
登録の種類	登録済み	※登録番号	第33000001-330002号
		※登録年月日	令和 5 年 6 月 21 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ	カブシキガイシャフジモト ケンセツハッセイドストックヤード	郵便番号	(701 - 1464)
名称	株式会社フジモト 建設発生土ストックヤード	所在地	都道府県 岡山県
TEL	086 - 295 - 2287		岡山市北区下足守字椋ノ内944番 外4筆
最大堆積可能量		100,000 m ³	
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		否	無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		否	無
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		否	無
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		否	無
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可		否	無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		否	無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		否	無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		否	無
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			無
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）	
<input checked="" type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input checked="" type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input checked="" type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input checked="" type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土 <input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土	
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input checked="" type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

備 考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除申請をする場合「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から**変更を行う内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。なお、「又はの場合は、その右側の項目名を赤字とすること。
- ストックヤードの申請は、必ず申請書(2-1)から順に記載し、申請後はシート入れ替や削除、内容の入替えをしないこと（「解除」又は「抹消」の場合も同じ）。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
 - ・規程第4条第1項第9号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
 - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。
なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。